

平成28年度「自然環境保全に係る助成金制度」募集要項

[旭川市旭山動物園協働事業] [旭川市教育委員会後援事業]

NPO法人 旭山動物園くらぶ（以下「旭山動物園くらぶ」という。）では、現在、環境保全活動に取り組んでいる、または、これから環境保全活動に取り組もうと予定している団体の活動を支援いたします。

旭山動物園くらぶは、旭山動物園との協働をとおして、人と野生動物の関わりのあるあり方について考え、様々な自然環境保全事業に取り組んでまいりました。

我々の生活環境は、以前とは比べものにならないほど快適度を増していますが、その一方で自然環境破壊や生態系の崩壊は加速度的であり、もはや誰も無視することのできない地球規模の問題となっています。我々には目の前にある自然環境を今よりもよい形で次世代に引き継ぐ責任があります。

最良の形でバトンタッチできるように今ある自然を守り育む活動を積極的に支援していきます。

1. 助成を受けられる団体について

(1) 次の要件を満たす団体及び教育機関（小・中・高校・高等専門学校・大学）が対象です。

- ・北海道内で自然環境保全活動を行っている、または、行う予定の団体であること。
- ・定款・規約が定められ、構成員が明らかになっていること。
- ・組織の意思決定に基づいて事業を執行し、また、適切な経理処理ができること。
- ・学校長及び担当教官等が認める課外活動またはサークル活動であること。

(2) 次に該当する団体は、助成金制度の対象となりません。

- ・営利を主目的とする事業を行う団体
- ・特定の政治または宗教活動への勧誘を主目的とする事業を行う団体
- ・過去3年以内に他の補助・助成事業において「補助金に係る予算の適正化に関する法律」等に基づく交付決定の取り消し、返還命令、罰則等の処分を受けたことがある団体、または、当該処分を受けた際の団体役員が代表者またはこれに相当する者として含まれる団体である場合
- ・団体活動及び事業実施の目的が、本助成制度の趣旨・目的にそぐわないと判断される場合

2. 助成対象の事業について

助成対象となる事業は、以下のキーワードを含む「自然環境保全」に係る活動であり、学術、文化、芸術振興やイベント・事業等の開催による地域経済活性化への寄与が期待できる事業です。

- (1) キーワード：野生動植物の保護、種の保存、野生動物の救護、生態系維持、生物多様性、外来種、在来種、生息地の保護・保全、フィールド調査、環境教育、他
- (2) 活動の内容：現地調査の実施、学習会の開催、研究成果の発表など

3. 助成金額について

- (1) 一般団体への助成は、1事業につき年100万円を上限とします。
- (2) 教育機関による活動の場合は、1事業につき年30万円を上限とします。
- (3) 今年度の助成総額は300万円を予定しています。
- (4) 助成金は、対象事業が終了した後に精算払いします。
- (5) 概算払い・前払いを希望する場合は、申請時に申し出ること・審査を要します。
- (6) 同一の事業で他に助成金・補助金を受けている場合は、助成対象経費の合計からその額を控除した残りの額が助成対象経費になります。
- (7) 同一事業での助成申請は3年間継続できますが、その場合であっても年度ごとに助成可否について審査します。

4. 助成対象経費について

- (1) 助成の対象となる経費は次のとおりです。
 - 謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、借料・損料、通信運搬費、
 - その他事務局が当該事業活動の実施に必要と認めた経費
 - ※対象事業に特化して使用することが明らかな備品類は、助成対象となる場合があるので申請前に御相談ください。
- (2) 対象事業だけに要することが証明できない経費、構成員・参加者などの自己負担が適当とされる経費など助成の対象としてそぐわない経費は助成対象外となります。
 - 事務所等の維持管理経費、備品類購入費、交際費、食料費、団体の役員等への報酬・謝金など
- (3) 対象経費の支出状況により精算時に交付決定額より減額される場合があります。

5. 選考方法・結果通知について

- (1) 「助成事業選考委員会（構成：旭山動物園くらぶと旭山動物園）」による審査を経て助成対象事業と助成金額を決定します。
- (2) 申請内容について電話等によるヒアリング及び面談による調査を行う場合があります。
- (3) 選考結果は、2月下旬を目処に書面にて通知します。
- (4) 採択団体の名称、事業内容、交付金額などを旭山動物園くらぶホームページで公表いたします。
- (5) 選考結果に係る内容についての問い合わせには応じかねます。

6. 申請について

- (1) 応募締め切りは、平成27年12月29日（火）18時必着です。
- (2) 申請書は、旭山動物園くらぶのホームページからのダウンロード、または、旭山動物園くらぶに直接請求してください。
- (3) 申請書は、各3部（正1部、副2部）提出してください。
 - ①事業申請書
 - ②団体等に関する資料
 - ③定款・規約の写し
 - ④構成員または構成団体（構成員に団体として参画の場合は組織名と担当者氏名）の名簿の写し
 - ⑤直近の決算書
 - ⑥事業計画書
 - ⑦事業予算書
 - ⑧長3封筒（住所シールと82円切手貼付）2枚（申請書受領および申請選考結果の通知用）

(4) 申請書は、郵送にて発送してください。(FAX、E-Mail での申請はできません。)

〒078-8240

北海道旭川市豊岡10条8丁目2-6

特定非営利活動法人 旭山動物園くらぶ 事務局 助成金担当 宛

(5) 申請書および添付書類に記入されている個人情報及び提出資料は、本助成事業の選考のみに使用します。なお、提出書類については返却しません。

7. その他

(1) 旭山動物園くらぶ開催の活動報告会にて成果報告を行ってください。

(2) 助成事業で製作する印刷物や造作物には、『NPO 法人 旭山動物園くらぶ自然環境保全助成事業』の表記及びロゴを掲載してください。講演会・研修会のほか、イベント開催時、参加時にも同様とします。

(3) 事業の内容・成果が申請時と著しく違っている場合は、助成対象事業の採択が取り消される場合があります。

大幅に事業内容が変更されることの無いように事前に関係者と調整しておいてください。

【問い合わせ先】

特定非営利活動法人 旭山動物園くらぶ

〒078-8240 北海道旭川市豊岡10条8丁目2-6

事務局 助成金担当 杉本

TEL : 0166-73-6066

FAX : 0166-73-6067

Mail : sugimoto@zooclub.jp

URL <http://www.zooclub.jp>